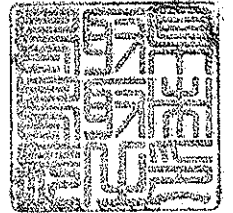


鳥取市告示第240号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第91条第2項の規定に基づき、次のとおり鳥取市条例制定請求代表者証明書を交付したので、同項の規定により告示する。

平成23年6月2日

鳥取市長 竹内 功



- 1 鳥取市条例制定請求代表者証明書を交付した者の住所及び氏名
鳥取市大覚寺74番地13 吉田 幹 男
鳥取市川端一丁目120番地 米 村 京 子
鳥取市正蓮寺245番地81 谷 口 隆 秋
- 2 鳥取市条例制定請求代表者証明書を交付した年月日
平成23年6月2日